

令和2年度第2回千葉県後期高齢者医療懇談会議事概要（書面開催）

1. 開催方法

委員が事務局の送付する資料を確認し、質問・意見書を提出する。質問・意見のあった議事については本議事概要にて事務局からの回答を付す。

2. 期間

令和3年2月1日（資料送付） ～ 令和3年2月19日（質問・意見書提出期限）

3. 出席者

区分	委員名	団体名・役職等
被保険者代表	藤平 喜代子	公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会 副会長
	萩野 總子	千葉市若葉区民生委員児童委員協議会 元副会長
	高石 静江	公益財団法人千葉県老人クラブ連合会 評議員
保険医等代表	佐藤 孝彦	公益社団法人千葉県医師会 理事
	高原 正明	一般社団法人千葉県歯科医師会 副会長
	飯嶋 久志	一般社団法人千葉県薬剤師会 薬事情報センター長
医療保険者代表	斎藤 典久	健康保険組合連合会千葉連合会業務部会 副部会長
	小野寺 秀樹	全国健康保険協会千葉支部 企画総務部長
	井上 宣之	地方職員共済組合千葉県支部 事務長
連合長が必要と認める者	石丸 美奈	千葉大学大学院看護学研究科 地域看護学 教授
	井上 恵子	公益社団法人千葉県看護協会 専務理事

4. 議事

- (1) 令和3年度一般会計及び特別会計予算について
- (2) 後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて
- (3) マイナンバーカードの健康保険証利用開始について

5. 質問・意見書への回答

別紙のとおり

令和2年度第2回千葉県後期高齢者医療懇談会 ご意見・ご質問に対する回答

(1) 令和3年度一般会計及び特別会計予算について

ご意見・ご質問	広域連合からの回答
<p>① 令和3年度の被保険者数や医療給付費が4～5%台で伸びているが、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者になり始めるが、令和4年度、5年度の被保険者数及び医療給付費をどのように見込んでいるのか。</p>	<p>令和4・5年度の被保険者数及び医療給付費の見込については、令和3年度に行う保険料率算定において推計値を算出します。団塊の世代が後期高齢者となり始めることから、被保険者数と医療給付費の伸び率は上昇が見込まれています。推計方法及び推計値につきましては、令和3年度の懇談会にてご説明する予定です。</p>
<p>② 被保険者数100万人が数年後であることがみえてきた。医療給付費も増加の一途である。千葉県において今後どのような推移となるのか、資料があればいずれ機会のある時に教えて頂きたいと思いました。</p> <p>特別会計歳出予算額は、どの程度まで増加できるのだろうかかと心配になりました。窓口負担2割も納得がいきます。</p>	<p>令和4年度以降、団塊の世代が75才以上の高齢者となり始めることから、被保険者数と医療給付費の伸び率は上昇が見込まれています。令和3年度に行う保険料率算定において、令和4・5年度の被保険者数及び医療給付費の推計値を算出します。令和3年度の懇談会にてご説明する予定です。</p> <p>ご意見ありがとうございます。後期高齢者の医療費が増加する一方、それを支える現役世代が減少していく中で、高齢者医療制度を持続可能なものとするために、窓口負担割合の見直しについては、現在、国会で審議されているところです。広域連合でも引き続き動向を注視してまいります。</p>
<p>③ 被保険者の推移、医療給付費の推移の令和2年度見込値について、数値・率ともに他年度からの増と比較すると低い理由について御説明下さい。</p>	<p>終戦前後における出生減により、令和2年度に75才となる方の割合は他年度と比較して減少することから、令和2年度の被保険者数の増加は一時的に緩やかなものとなります。合わせて、医療給付費の伸びもやや鈍化することが見込まれます。</p>

(2) 後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて

ご意見・ご質問		広域連合からの回答
①	令和3年度の被保険者数や医療給付費の伸びを考慮すると後期高齢者の窓口負担割合の見直しは喫緊の課題であり、やむを得ないものと判断するが、「3 配慮措置」の「期間及び負担額」を「3年、1月最大3千円以内」と設定した根拠を教えてください。	窓口負担割合の見直しについては、配慮措置を含め、全世代型社会保障検討会議において検討が行われ、令和2年12月15日に「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定されたものです。配慮措置については、「長期頻回受診患者等への配慮措置」と説明されています。
②	後期高齢者窓口負担割合の見直しについて、わかりやすく説明されていて理解できた。また若い人への負担額を気になっていたが、ご配慮される様で良いと思いました。	現在、国会において改正法案が審議されているところですが、今後も、被保険者の皆様にとって分かりやすい広報をするよう努めてまいります。

(3) マイナンバーカードの健康保険証利用開始について

ご意見・ご質問		広域連合からの回答
①	マイナンバーカードを利用出来ない医療機関等があることに理解が出来ないように思う。	医療機関等のシステム整備につきましては、国において令和5年3月末までにすべての医療機関等で導入を目指すとしております。 今後も、被保険者の皆様にとって分かりやすい広報をするよう努めてまいります。
②	マイナンバーカードの健康保険証利用開始について、資料もつけて頂きありがとうございました。HPでもよく発信されていると思います。心配や問題に思っている人もいると思うので、これからも情報発信をお願いします。個人的に岩手県後期高齢者医療広域連合のHPがわかりやすく見やすいです。健診情報と医療費情報を関連づけてみることで予防の効果が表せるとよいと思います。(期待です)	参考となる資料について情報提供いただきありがとうございます。 今後も、被保険者の皆様にとって分かりやすい広報をするよう努めてまいります。